

2027 年国際園芸博覧会 損害保険付保公募に係る企画提案書作成要領

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）では、2027 年国際園芸博覧会（以下「園芸博」という。）の安全・安心な遂行を実現するため、一般規則及び特別規則第 8 号等で義務付けられた損害保険を付保します。

当該損害保険の対象とする園芸博の事業内容・物件は、今後随時判明してくる予定であること、また多様な形態による幅広い参加者との事務手続等を円滑・適切・効率的に行う必要があること等の特殊事情に鑑み、企画提案公募により提案を審査した上で行う指名競争入札により保険事業者を決定します。

1 件名

2027 年国際園芸博覧会 損害保険付保

2 概要

協会は、園芸博の安全・安心な遂行を実現し、万一の事故発生に対する経済的な補償を確保するため、次の種類の損害保険を付保（手配）します。

（1）賠償責任保険（施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）

他人の身体障害・財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険。協会及びすべての園芸博加者を対象に、協会が一括して手配します。

（2）財産（火災）保険

協会が所有・管理する建物・設備等（出展物を除く）について、火災、盗難その他の危険による損害を補償するための保険。参加者の施工する建物・設備等については対象としません。

（3）動産総合保険

出展物（建物・設備等を除く。）に対する偶然な事故による損害から、その所有者を守るための保険。参加者の出展物については対象としません。上記の損害保険は園芸博の一般規則、特別規則第 8 号及び保険ガイドラインにおいて、協会が契約締結主体（保険契約者）となって付保することが義務付けられており（強制保険）、最低限必要となる補償内容等も規定されている。このため広く公募により、上記の趣旨・規則等を遵守する損害保険を提案しうる事業者の選定を目的とする。なお、上記以外の任意保険（興行中止保険、貨物海上／運送保険等）については、本公募の対象外である。

3 事業期間

2026 年 11 月 1 日（契約締結日）から協会が手配する損害保険の満期日まで（予定、かつ保険契約ごとに異なる。）ただし、事業期間内に発生した保険事故への対応は、事業期間後であっても行うこととします。

4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（1）次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

エ 国土交通省（本省又は関東地方整備局、関東運輸局）、農林水産省（本省）、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者

（２）主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（３）消費税及び地方消費税を完納していること。

（４）前２項に掲げる企業・団体に類するものとして代表理事が認めた企業・団体でないこと。

（５）保険業法第３条に規定される内閣総理大臣の免許を受けている者であること。

（６）２０２５年４月２５日付で協会が選定した損害保険取扱代理店（４社）を通じて引受が可能である者

（７）応募前に協会に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（参考様式５）を提出していること。

５ 参加に係る手続き

本公募において提案書の提出を希望する場合は、最初に仕様書提供申込書兼守秘義務誓約書（様式１）を提出すること。書類を提出した者に限り、仕様書を開示する。詳しい参加手続きは以下のとおりである。

（１）提出期限 ２０２６年９月２日（水）正午まで（必着）

（２）提出先 公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会財務部経理課
（担当：伊東）

所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町１丁目１３番松村ビル本館８階

電 話 ０４５-３０７-２０４５

（３）提出方法 持参又は郵送（書留）

＜注意事項＞

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・持参の場合は、平日午前９時～１２時と午後１時～５時に、上記所在地にて受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に必ず提出先まで電話連絡の上、期限までに到着するように発送してください。

（４）参加表明時の提出書類

- | | |
|---------------------------|----|
| ア 参加意向申出書（第１号様式） | １部 |
| イ 誓約書（参考様式１） | １部 |
| ウ 仕様書提供申込書兼守秘義務誓約書（参考様式５） | １部 |

（５）提案資格確認結果の通知

「参加意向申出書（第１号様式）」を提出した全ての事業者に、「提案資格確認結果通知書（第２号様式）」を電子メールにより通知します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せて「企画提案関係書類提出要請書（第４号様式）」を送付します。

ア 通知日 2026 年 9 月 3 日（木）まで

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求め
ることができます。なお、書面は公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協
会」という。）が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日後の午
後 5 時までに提出してください。協会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日
曜・祝祭日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書（参考様式 2）の提出

参加資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義、質問のある場合は、次によ
り質問書の提出をお願いします。なお、質問内容及び回答については、質問者のノウハウ等に係
り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものと協会が認めたも
のを除き、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

（1）提出期限 ① 2026 年 9 月 4 日（金）正午まで（必着）

② 2026 年 9 月 9 日（水）正午まで（必着）

③ 2026 年 9 月 15 日（火）正午まで（必着）

（2）提出先 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会財務部経理課（担当：伊東）

（3）提出方法 電子メール E-mail hoken@expo2027yokohama.or.jp

<注意事項>

・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。電話：045-307-2027

・質問書は word 形式で添付してください。

（4）回答日 ① 2026 年 9 月 7 日（月）

② 2026 年 9 月 11 日（金）

③ 2026 年 9 月 17 日（木）

（5）回答方法 電子メールで回答

7 提案書等の提出

（1）提案書は、別添の所定書式（以下(3)ア～エに併記）に基づき作成するものとします。

（2）用紙の大きさは A4 版とします。

（3）提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書（第 3 号様式）

イ 提案内容（参考様式 3）

7 (4) の内容を参照してください。また、A4 版縦（片面）で 15 頁以内にまとめてくだ
さい。

ウ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート・様式）

エ 持続可能性に配慮した調達コード遵守誓約書（参考様式 9）

（4）提案内容については、次のとおりとします。

ア 園芸博における保険の対象が多種多様であることを踏まえ、簡便かつ網羅的に保険加入
手続が可能な提案となっているか。

イ 保険の対象は現時点でそのすべてが確定していないという特殊事情を踏まえ、契約締結後の保険の対象の追加・削除等の変更手続（保険料精算方法を含む）が簡便・網羅的な提案となっているか。

ウ 未確定である保険の対象について、変更保険料の計算方法が可能な限り事前確定しており、かつ協会にとって有利な提案となっているか。

エ 園芸博という巨大なリスクを引き受けることを踏まえ、個社の引受キャパシティの提示及び共同保険組成時の条件を明記した提案となっているか。

オ 特別規則・保険ガイドラインに定める最低限の補償内容を充足する提案となっているか。

カ 事故発生時に迅速かつ丁寧な対応が可能な体制を構築する提案となっているか。

キ 協会・来場者・公式参加者・民間出展者・営業参加者・催事参加者といった多岐に亘る利害関係者との調整を円滑に行い、事案を滞留させることなく解決できる提案となっているか。

ク 多様な参加形態による幅広い参加者が集う万博の特殊性を熟知し、その保険引受に係る経験・ノウハウ・専門性を有しているか。

ケ 園芸博の巨大なリスクを引き受ける保険会社として、確実な保険金支払債務を履行できるだけの「経営の安定性」を有しているか。

- (5) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用及び健康経営に関する取組の状況等を示す資料
提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」について、該当するものがある場合、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対 象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満のみ加算）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し	1 部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）の取得、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得	「認定通知書」の写し	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	「認定通知書」の写し	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.7%を達成している（従業員 37.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 37.5 人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）	
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得	「認定証」の写し	

※上記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出は不要です。

- (6) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

- イ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- ウ 多色刷りは可としますが、見やすさに配慮をお願いします。
- エ 表紙となる提案書（第 3 号様式）を除き、一切社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記は行わないでください。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり

9 提案書の提出

（1）提案書の提出

- ア 提出部数 正本一式（7 (3)に記載しているものの紙媒体） 1 部、電子媒体 1 部、
提案内容（参考様式 6）紙媒体 5 部
- イ 提出先 公益社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会財務部経理課（担当：伊東）
所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番松村ビル本館 8 階
電 話 045-307-2045
- ウ 2026 年 9 月 30 日（水）正午まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留）

<注意事項>

5 (3)に同じ。

必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信することとする。

（送信先：hoken@expo2027yokohama.or.jp）

なお、折り返し、担当者から応募書類受領完了のメールを送信するが、翌日（翌日が土曜日の場合は、翌月曜日）の 13 時までには、担当者からの応募書類受領完了メールが届かなかった場合は上記提出先あてに電話連絡を行うこと。

（2）その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 協会は提案書の受理後、追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 企画提案の提出は、1 者につき 1 案のみとします。（3 種類の損害保険について 1 種類ごとに提案書が必要。但し、1 者それぞれ各種類の損害保険ごとに 1 件の提案が可。）
- オ 提案内容の変更は認められません。
- カ 企画提案に関しては、必要があれば別途ヒアリングを行う可能性があります。

10 企画提案に係る審議

本公募の実施及び企画提案等に関する審査は、次に示す委員会で行います。

名 称	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会入札等参加資格審査・業者選定委員会（第 1 委員会）	2027 年国際園芸博覧会 損害保険付保にかかる評価委員会
所掌事務	本公募の実施、参加資格の設定に関すること。	企画提案の評価・審査に関すること。
委員長	事務次長（財務部担当）	総務部長
委 員	総務部長 財務部長 企画調整部部长 広報・報道部長	財務部長 企画調整部部长 運営部長 事業部長

11 審査結果の通知

提案書を提出した者のうち、本公募の審査を通過した者及び通過しなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- （１）通知日 2026 年 10 月中旬頃を予定しています。
- （２）その他 審査を通過しなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、協会が通知を送付した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。協会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。なお、提案者がいない場合又は提案者の中に適格者がいないときは入札を中止する場合があります。

12 企画提案の取扱い

- （１）提出された企画提案は、本公募以外に提案者に無断で使用しません。
- （２）提出された企画提案については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、関連規定に基づき公開することがあります。
- （３）提出された書類は、本公募を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- （４）企画提案の作成のために協会において作成された資料は、協会の了解なく公表、使用することはできません。
- （５）提出された書類は、返却しません。

13 本公募における注意事項

- （１）提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
- （２）審査を通過した事業者は、後日実施する指名競争入札に参加することができます。この場合、入札等の手続きについて、別途お知らせします。
- （３）入札の結果、落札者となった事業者とは、提案書の内容と入札金額を基に契約を締結します。なお、仕様、条件等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

- (4) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止措置が講じられた場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、当該提案者が受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- (5) 落札者となった場合、契約締結に必要な以下の書類を提出していただく場合があります。
- ア 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明を行うこと。）
 - イ 法人登記簿謄本（１部）
 - ・法人の場合に提出すること。
 - ・発行日から３カ月以内のもの
 - ウ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）
 - ・個人の場合に提出すること。
 - ・発行日から３カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
 - エ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）
 - ・個人の場合に提出すること。
 - ・発行日から３カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
 - オ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
 - (ア) 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - カ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
 - (ウ) 株主資本等変動計算書
- (9) 当協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『GMOサイン』による電子契約を活用しています。手続き方法の詳細については、受託候補者に対し、協会からご案内します。なお、電子契約のご利用が難しい場合は、ご相談ください。

14 無効となる企画提案

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本公募に関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングが実施された場合におけるヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

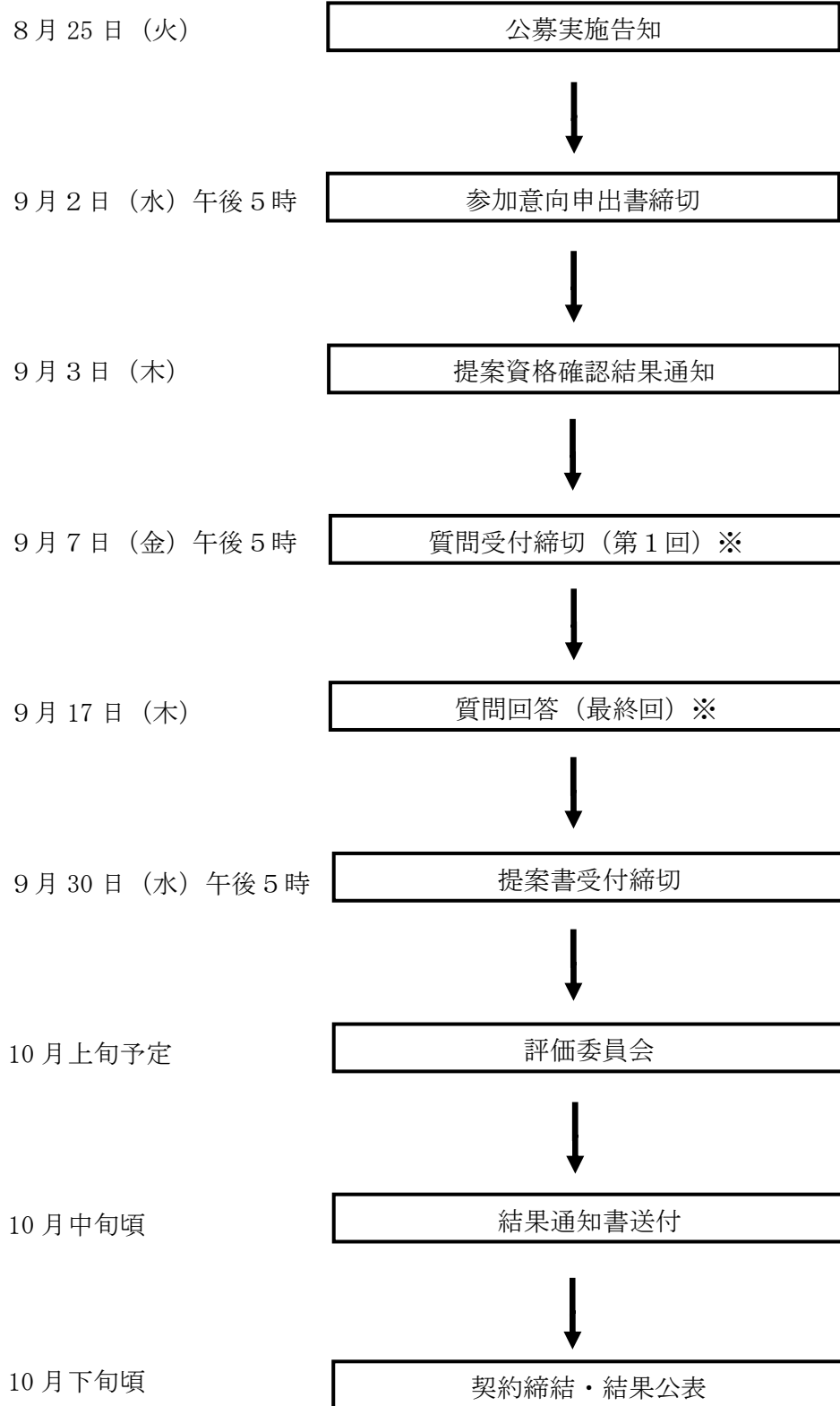
ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の可否

要する。

【公募実施スケジュール】



※ 質問回答については、複数回ありますので、「6 質問書の提出」をご確認ください。